

掛川市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年4月2日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成27年4月2日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
D5095	下小笠川左岸北線	大坂字泡田6728-3地先 大坂字泡田6918-4地先	平成27年4月2日